

台風の来襲等の場合における職員の労働及び休暇の取扱いについて

平成4年5月1日
制 定

台風の来襲及び気象等に関する特別警報等が発令された場合における職員の労働及び休暇については、大学の施設設備の保安及び機能維持を図るために特に労働を要する職員を除き、事故発生防止等のため、次のとおり取り扱うものとする。

- 1 労働時間開始前に暴風特別警報又は大雨特別警報（以下「特別警報」という。）が発令された場合、職員は、出勤することなく自宅待機とする。
- 2 労働時間中に特別警報が発令された場合
 - (1) 学長は、職員の退庁について、速やかに部局長等（運営推進組織、教育研究等組織及び事務組織の各組織の長をいう。以下同じ。）に通知する。
 - (2) 職員への退庁の指示については、職員の退庁時の安全に配慮し、部局長等が行う。
 - (3) 前各号の規定にかかわらず、熱帯生物圏研究センター瀬底研究施設及び西表研究施設並びに農学部附属亜熱帯フィールド科学教育研究センター与那フィールド（以下「熟生研施設等」という。）については、当該施設の長等が判断し、学長の許可を得て、職員に指示する。
- 3 労働時間開始前に暴風警報が発令された場合
 - (1) 職員は、暴風雨又は集中豪雨等により出勤することが著しく困難であると認められる場合は、出勤することなく自宅待機とする。
 - (2) 職員は、前号により自宅待機する場合は、原則として所属長等に連絡するものとする。
- 4 労働時間中に暴風警報が発令された場合
 - (1) 学長は、気象庁の予報、交通機関の運行状況等を参考にして、職員の退庁について決定し、部局長等に通知する。
 - (2) 職員への退庁の指示については、部局長等が行う。
 - (3) 前各号の規定にかかわらず、熟生研施設等については、当該施設の長等が判断し、学長の許可を得て、職員に指示する。
- 5 特別警報及び暴風警報が解除される状態になった場合
自宅待機中の職員は、暴風雨又は集中豪雨等が治まり、出勤できる状態になった場合は、速やかに出勤するものとする。ただし、出勤しても労働時間終了後と予想される場合、又は交通遮断等により出勤することができない場合は、自宅待機とする。
- 6 労働時間開始前に波浪特別警報又は高潮特別警報（以下「波浪特別警報等」という。）が発令された場合
 - (1) 職員は、高波又は高潮により出勤することが著しく困難であると認められる場合は、出勤することなく自宅待機とする。
 - (2) 職員は、前号により自宅待機する場合は、原則として所属長等に連絡するものとする。
- 7 波浪特別警報等が労働時間中に発令又は解除される状態になった場合は、第4項及び第5項の規定を準用する。
- 8 津波特別警報及び地震特別警報が発令又は解除された場合は、本取扱いの各規定を準用するものとする。

9 休暇の取扱い

- (1) 前各項に該当し、勤務しなかった日又は時間については、特別休暇を承認する。ただし、あらかじめ他の休暇が承認されている場合は、その休暇を特別休暇に変更することは認めないものとする。
- (2) 非常勤職員については、国立大学法人琉球大学非常勤職員の労働時間等に関する規程第11条に基づき、取り扱うものとする。

附 則

- 1 この取扱いは、平成4年5月1日から実施する。
- 2 台風の来襲の場合における職員の勤務及び特別休暇の取扱いについて（平成元年7月31日学長決裁）は、廃止する。

附 則（平成6年3月22日）

この取扱いは、平成6年6月24日から施行する。

附 則（平成7年3月9日）

この取扱いは、平成7年4月1日から実施し、改正後の第4項第2号の規定は、平成6年9月1日から適用する。

附 則（平成8年3月26日）

この取扱いは、平成8年4月1日から施行する。ただし、機器分析センターに係る部分は、平成8年5月11日から施行する。

附 則（平成9年3月17日）

この取扱いは、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成10年3月17日）

この取扱いは、平成10年4月9日から施行する。

附 則（平成12年3月31日）

この取扱いは、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成16年4月1日）

この取扱いは、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月27日）

この取扱いは、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月28日）

この取扱いは、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月24日）

この取扱いは、平成21年3月24日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則（平成26年9月24日）

この取扱いは、平成26年9月24日から施行する。

附 則（平成29年5月15日）

この取扱いは、平成29年5月15日から実施し、平成29年4月1日から適用する。

附 則（平成31年2月28日）

この取扱いは、平成31年4月1日から実施する。

附 則（令和2年7月1日）

この取扱いは、令和2年7月1日から実施し、令和2年4月1日から適用する。